



# 一人でも入れる組合

## ユニオン神奈川

No. 128

2021年11月2日

発行：日本労働組合総連合会神奈川県連合会

連合ユニオン神奈川事務局

〒231-0023

横浜市中区山下町24-1 ワークピア4F

TEL:045-211-1133 FAX:045-201-8866

(相談ダイヤル) 0120-154-052

2021年

8月19日(木)かながわ労働プラザにて、労働講座を実施しました。参加者は金沢、藤沢、鶴見、みなとの総合高校の生徒、男子4名、女子9名合わせて13名。講義内容は「働くってどういうこと?」「アルバイトで働く上の基礎的なルールを学ぶ」。ということで、ユニオンの仕事の役割や、実際に電話で相談を受けた内容、会社で実際に起つている労働問題に対するアドバイスや解決方法について講義を行ないました。

具体的な実例として、①社長から解雇と言われた時は②会社を退職した時は③残業手当が支払を受けた時は⑤会社に損害を与えた時はなど、アルバイト社員が一番心配

合は、今年の春闘で、長年の懸案事項であつた賃金改定に関する要求を行つて、成重恒夫書記次長が講義を行いました。参加者はアルバイトの経験者が多く、今後もアルバイトをやつていきたいという学生がほとんどであつたため、熱心に講義に耳を傾けていました。

講義を受けた生徒からの感想としては、アルバイトをするときの注意点や問題が起つた時の対応方法などが理解できた、周囲の人に相談するなどコミュニケーションの必要性が大切であるなど、感想が寄せられました。

(成重恒夫書記次長記)



講義をする成重書記次長

要求の柱は、①基本給の改定、②割増賃金不払い、③賃金規程改定の3項目で、基本給については毎月の乗務数の如何により最低賃金割れが発生する問題についての改善要求です。また、割増賃金の不払いについては、

合員の生活を安定させるための要求であり、過去8回の団体交渉を重ね6月と12月の一時金で支払うことで合意した。基本給の改訂及び賃金規定の改定については、継続協議となつていて。交渉の経過の中では基本給を含む賃金の納得性が重要であり、組合員の労働意欲の向上に大きく影響する

昨年3月の国際自動車の判決で「歩合給による割増賃金不払いの最高裁判決で「歩合給による割増賃金の相殺は労働基準法違反」との判決が出され、東京高裁に差し戻しされていた案件が最高裁判決通りに結審されたことを受け、当組合も強く交渉を重ねた。

秀な人材確保につながることを強く主張し、粘り

### 報徳太陽自動車労働組合 賃金闘争報告

月31日に要求書を提出し

ると同時に、新しいルールとして賃金規定に反映させるための要求である。特に割増賃金の不払いについては、コロナによる

会社経営の悪化に伴う組合員の生活を安定させるための要求であり、過去8回の団体交渉を重ね6月と12月の一時金で支払うことで合意した。基本給の改訂及び賃金規定の改定については、継続協議となつていて。交渉の経過の中では基本給を含む賃金の納得性が重要であり、組合員の労働意欲の向上に大きく影響する

# しんわグループ労働組合 「不当労働行為救済申立」事件

## 神奈川労働委員会の「命令」が出される

このように、神奈川県労働委員会は不当労働行為があつたことを認め、命令が出された。

代理人西川弁護士の評

価として、

(1) 労組が不当労働行為として主張した行為の大半を不当労働行為であると認定しており、本件の実情を踏まえ、概ね妥当な判断がされたものと評価する。

(2) 救済命令の内容についても概ね妥当であつて、特に全施設におけるポストノーテイスが認められた点は、本件の実情を適切に踏まえたものとして高く評価する。

(3) 合理的な客観的証拠が存在しないにも関わらず、使用者の弁解を容易に認定した点があること、救済命令についても文言の簡略化等がみられることが、主要な部分につ

令和3年8月25日、神奈川県労働委員会は、「(株)しんわ、医療法人しんわ全人会、有限会社きたさと」に対して、「団体交渉に誠実に応じなければならぬ」との命令が出された。

「(株)しんわ、医療法人しんわ全人会、有限会社きたさと」に対しても、「団体交渉に誠実に応じなければならぬ」との命令が出された。

①令和元年9月～12月の団体交渉申し入れ拒否について、「誠実に応じるよう」に命令が出された。また、②「団体交渉における発言をその直後に翻すなどして、組合の運営に対する支配介入を行つてはならない」との命令も出された。

③(株)しんわ他2社は、すべての施設に「不当労働行為があつたこと

を掲示し、今後このような事を繰り返さない」と14日間、縦1メートル、横2メートルの白色用紙に掲示するよう」という命令が出された。

具体的な不当労働行為については、令和元年度夏季賞与について、(株)しんわが8月21日の団体交渉で説明した方針と異なる支給方法を取る旨告知したことは、労組法第7条第3号に該当する不

當労働行為であると判断した。

また、団体交渉での申し入れ事項に対する(株)しんわの対応は、労組法第7条第2号に該当する

いては上記のとおり十分評価できる命令であり、早期に正常な労使関係を回復することを優先したい。

しかし、会社側は、これらを不服として、「中央労働委員会」に再審査請求を申し立てた。今後は、中央労働委員会の場にて解決が図られることとなつた。

また、神奈川県労働委員会では、「その2事件」として、組合つぶしの支配介入について、組合・会社の代表者などの尋問が予定されており、正常な労使関係の回復に向けて、引き続き取り組んでいきたい。

皆さまの参加をお待ちしております。

2021年度「第3回ユニオン学習会」を左記のとおり開催します。

コロナ禍で組合員の皆様との交流もできいでいましたが、今年最後の学習会は、コロナ対策を万全に取り、交流会も含め開催いたします。

皆さまの参加をお待ちしております。

日時

12月17日（金）  
18時15分開始

場所

ワーケクピア横浜

内容

「令和3年労働組合の風景」

講師

顧問 紙屋源太郎  
会費 千円

\*詳細は追って連絡します。



## 2021年度第3回ユニオン学習会開催のお知らせ